

令和 8 年 8 月 1 7 日
九州地方整備局

◎建設業法違反の下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社大島
業 者 の 住 所：佐賀県鳥栖市養父町 3 8
- 指名停止措置期間：令和 8 年 8 月 1 7 日 ～ 令和 8 年 9 月 2 7 日
(6 週 間)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、株式会社大島が、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けずに建設業を営むものと、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結したことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第六号に該当するとして、令和 8 年 7 月 1 7 日、建設業許可部局である九州地方整備局長から 7 日間の営業停止処分を受けたものである。
- 指名停止措置理由
株式会社大島が九州地方整備局長より建設業法の規定に基づく営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第 2 第 1 3 号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止 6 週間を適用する。

＜措置要領別表第 2＞

措 置 要 件	期 間
1 3 （建設業法違反行為） 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

＜問い合わせ先＞

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東 2－1 0－7）
 代表：0 9 2－4 7 1－6 3 3 1
 総務部契約課長 真次 慶一（内線 2 5 1 1）
 （契約課直通：Tel 0 9 2－4 7 6－3 5 0 9）
 総務部契約管理官 大崎 憲一（内線 2 9 0）
 （経理調達課直通：Tel 0 9 2－4 1 8－3 3 4 5）